

第6回「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議」次第

〔平成29年1月17日（火）16:45～
テレビ会議室〕

1 開 会

2 あいさつ

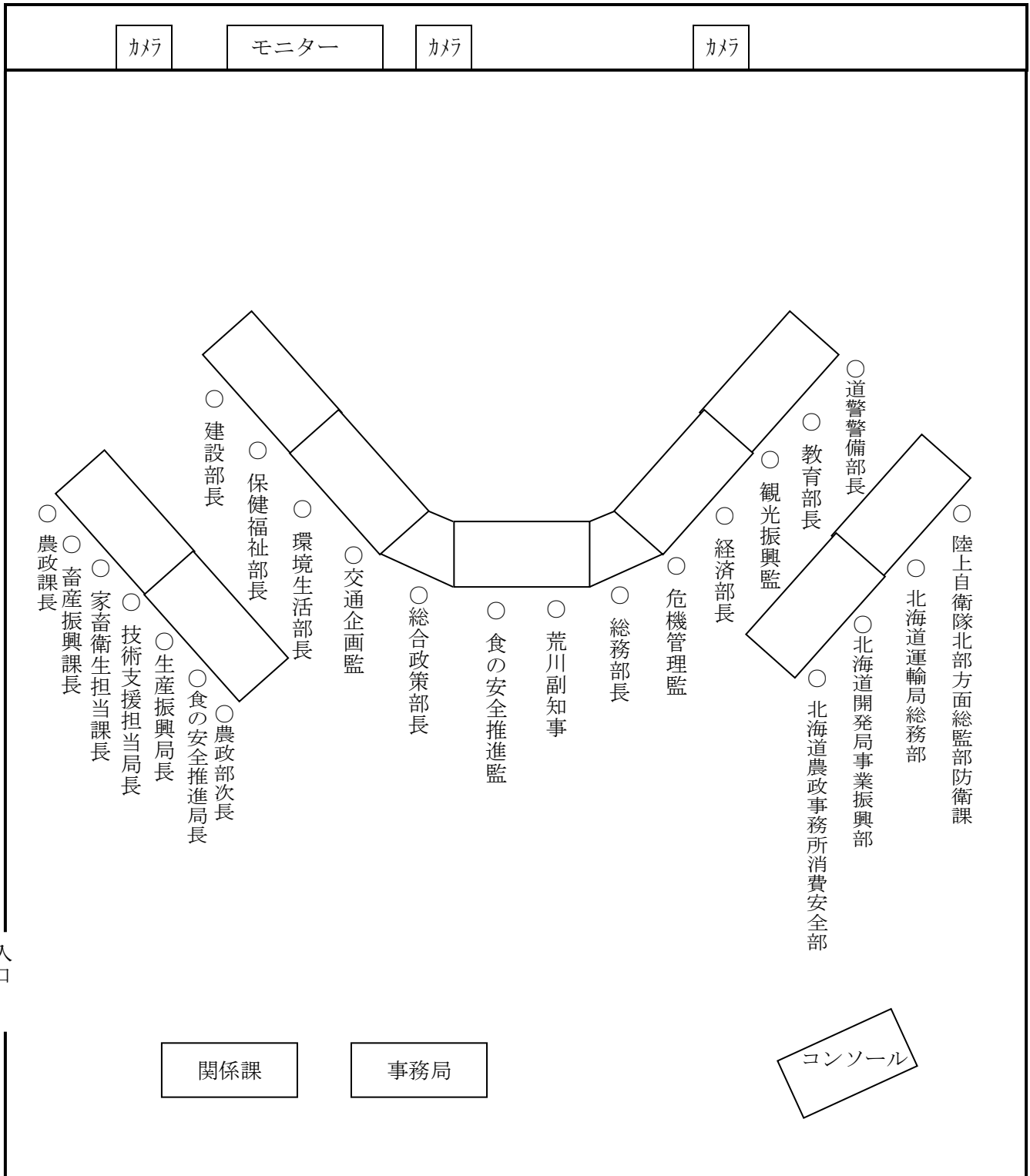
3 協議事項

- (1) 高病原性鳥インフルエンザへの対応について
- (2) 「高病原性鳥インフルエンザの防疫措置」に関する検証について
- (3) その他

4 閉 会

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
平成29年1月17日(火)16:45～



高病原性鳥インフルエンザへの対応について

〔経過〕

- 12月16日、清水町の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが発生（22:30 疑似患畜決定）
- 道では、16日23:00に対策本部を設置（十勝は、16日24:00）。
- 翌日12:00から殺処分を開始し、19日21:00に終了（殺処分 283,952羽）。
死体の埋却は、19日9:45から開始し、20日7:00に終了。
- 鶏舎等の清掃・消毒（1回目）は、20日9:15から開始し、24日19:00終了により、
農場防疫措置を完了。
- 防疫措置に従事した人数は、殺処分、埋却、清掃・消毒等で6,206人。

表1 農場防疫措置完了までの実施体制

区 分	自	至	発生後経過時間	従事者数
消毒ポイント	17日 12:00			690人・日
殺処分	17日 12:00	19日 21:00	70時間 30分	2,210人・日
埋 却	19日 09:45	20日 07:00	80時間 30分	340人・日
清掃・消毒	20日 09:15	24日 19:00		2,005人・日
その他後方支援	16日 22:30	24日 19:00		961人・日
計				6,206人・日

※ 本庁での対応者を除く

表2 実施体制の内訳

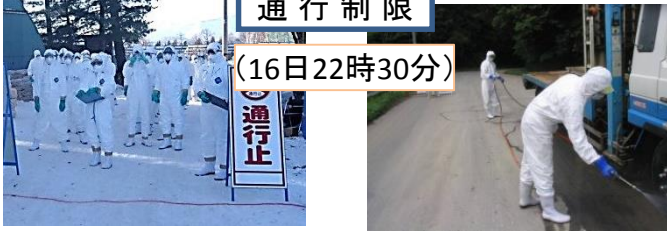
区 分	人 数	内 訳
道	2,500人・日	家畜保健衛生所 445人・日（十勝 197人・日、その他 248人・日） 十勝 714人・日 本庁 396人・日、保健師等 101人・日、道警 130人・日 空知・石狩・胆振・日高・上川・オホーツク・釧路・根室 682人・日 試験場 32人・日
国	210人・日	生産局畜産部・農政事務所・動物検疫所・家畜改良センター
市町村等	670人・日	清水町など14市町村・JA十勝清水町など10JAほか
自衛隊	2,826人・日	第5旅団
計	6,206人・日	

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置について

発生農場の防疫

通行制限

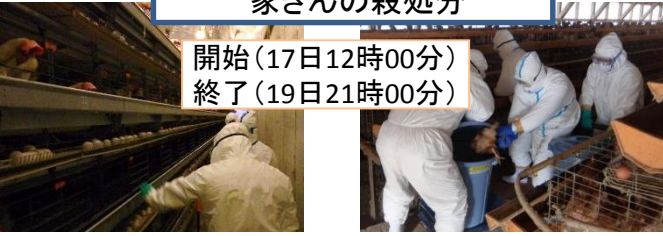
(16日22時30分)



- 発生農場周辺の通行制限又は遮断
- 通行車両は消毒を徹底

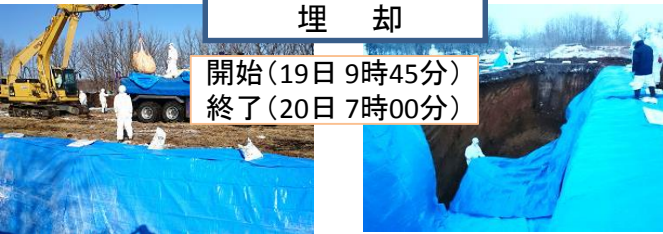
家きんの殺処分

開始(17日12時00分)
終了(19日21時00分)



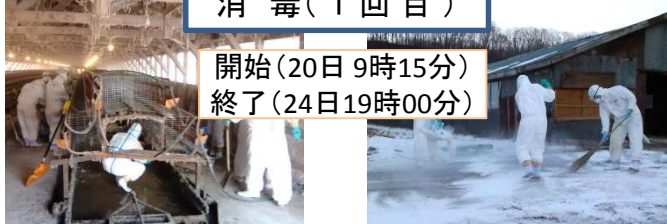
埋却

開始(19日9時45分)
終了(20日7時00分)



消毒(1回目)

開始(20日9時15分)
終了(24日19時00分)



農場防疫措置完了(12月24日)

※ 1週間後

消毒(2回目) (12月31日)

※ 1週間後

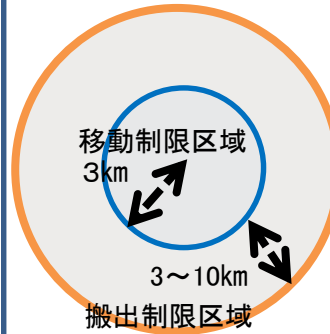
消毒(3回目) (1月7日)

※ 発生農場の防疫措置 完了後21日経過

防疫措置終了(移動制限区域(3km)解除)

制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 移動制限区域
 - ・ 家きん等の移動を禁止
- 搬出制限区域
 - ・ 家きん等の当該区域からの搬出を禁止

消毒ポイントの設置



(17日12時00分)

- 発生農場から3km及び10km地点に設置

発生状況確認検査



(17日10時00分)

- 移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施

※ 発生状況確認検査陰性

※ 発生農場防疫措置完了後、10日経過後

清浄性確認検査 (1月4日)

- 移動制限区域内農場における臨床検査、ウイルス分離検査、血液抗体検査

※ 清浄性確認検査陰性

1月10日
15時00分

搬出制限区域(3~10km)解除

(1月15日0時<14日24時))

「高病原性鳥インフルエンザの防疫措置」に関する検証について

平成29年1月17日
北海道農政部

1 趣旨

- 清水町で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置においては、疑似患者の殺処分や埋却処分等の実施に当たり、多くの課題が発生。
- 今後の発生に備え、清水町での経過を十分踏まえ、防疫措置を円滑に実施できるよう、検証チームを設置し、改善策の取りまとめ等を行う。

2 検証チームの構成

- (1) リーダー 農政部次長
- (2) メンバー
 - 本 庁：農政部農政課・畜産振興課・食品政策課、総務部危機対策課
 - 振興局：農務課・家畜保健衛生所・地域政策課

3 取組内容・スケジュール

月日	内 容
12/22	・第1回検証チーム会議 検証シートの検討、意見交換
12/27	・第2回検証チーム会議 検証シートにより、問題点と改善方向に関する意見交換
1/5	・外部有識者等からの意見聴取〈組織体制関係〉 三井住友海上(株)札幌 得田 憲司 顧問 ※元陸上自衛隊北部方面総監
1/6	・外部有識者等からの意見聴取〈家畜衛生関係〉 北海道大学大学院獣医学研究科 迫田 義博 教授 ※ウイルス学
1/10	・第3回検証チーム会議 今回の高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の課題と改善方策(案)のとりまとめ
1/17	・第4回検証チーム会議 今回の高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の課題と改善方策の策定

4 検証を踏まえた当面の対応

併行して、発生時に迅速に対応できるよう、道内の養鶏農場ごとに、必要な人員や物資、埋却場所などの具体的な対処方針を盛り込んだ防疫計画を早急に整理。

今回の高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の課題と改善方策

平成 29 年 1 月 17 日
北海道農政部

1 未然防止に向けた措置

- 防鳥ネットなど鶏舎の野鳥・野生動物の侵入防止対策の実施状況について、家畜保健衛生所職員は、毎年、農場主からの聞き取りにより把握していたが、発生農場においては、小型の野生動物が鶏舎内部に侵入可能と考えられる隙間が複数箇所確認された。

【改善方策】

- 家畜保健衛生所職員自らによる全道の家きん農場の点検・指導の徹底。

2 迅速な初動対応と防疫措置の円滑化

- 発生農場に関する情報（鶏舎形態、鶏舎毎の飼養羽数等）が、十分に把握されていなかった。
- 作業開始が遅れるとともに、予想以上に時間がかかった。
- 防疫措置の本来の主体となる農場関係者との調整が円滑に進まなかった。
- 作業員については、当初、振興局と自衛隊で対応可能と想定したため、周辺市町村や関係機関への協力要請が行われていなかった。
- 防疫措置の経験がなく、不慣れであった。
- 自衛隊等への支援要請の内容（規模・時間等）があいまいで、混乱を招いた。
- 鶏の防疫資材は、初動対応分が全道の家保に備蓄されていたが、運搬に時間を要し、また、その後の追加分を円滑に調達することができなかった。
- 全道の家保からの資材の受入と配置に人手と時間を取られるとともに、長靴や防護服など大幅に不足する資材は、地域での調達が困難で確保に時間を要した。
- 冬・夜間に必要な資材（屋外ヒーター・投光器等）が想定されていなかった。
- 埋設に要するトラックや重機（オペレーターを含む）の確保に時間を要した。

【改善方策】

- 全道の家きん農場の状況を踏まえ、仮に発生した場合における必要な人員や物資、埋却場所などの対処方針を盛り込んだ防疫計画を、予め農場ごとに策定。
- 発生時における農場調査（鶏舎の形態、鶏舎毎の飼養羽数、飼料等の残量、重機や運搬車両の動線、資材の搬入場所等）の迅速な実施と防疫計画の一層の具体化。
- 防疫措置全体の必要人員を明らかにするとともに、支援内容を関係機関・

団体と協議して防疫計画を作成し、当該機関・団体間で情報を共有。

- 図上訓練の実施や演習の充実、防疫作業員への事前学習の実施。
- 必要資材のリスト化や調達先など、より具体的な実務マニュアルの整理。
- トラック協会や建設業協会、資材小売店等との連携を強化。
- 農場ごとに必要な資材を明確化し、調達先企業を含む関係者間で共有。

3 指揮命令系統の明確化

- 本庁と現場間の指揮命令系統及び情報共有が不十分であった。
- 特に、活動初期段階において、作業の進捗状況や課題把握が十分にできなかった。
- 作業員が作業内容やスケジュール等を把握できないまま、作業が進行した。
- 道組織や、関係機関（自衛隊、警察等）との間の情報共有が不十分であった。
- 報道機関への情報提供の窓口や内容の統一が十分に図られていなかった。

【改善方策】

- 本庁に道組織（危機対策部門含む）、自衛隊、警察等が同じ空間で作業ができる指揮室（地下1階の危機管理センター）を確保。（現地も同様に確保）
- 現地本部に振興局（家保含む）に加え、発生市町村や自衛隊、警察等の協力機関も参画。本庁からは次長級職員を派遣・常駐。
- 作業ごとに班を結成し、班ごとに班長を配置。
- 現地本部で定期的にミーティングを実施し、作業の進捗状況等を共有。班長は班員に結果を伝達。
- 報道機関への対応について、本庁指揮室での窓口の一元化と発表時間の定期化。

4 現地本部等における必要な設備の確保等

- 現地本部（体育館）、農場で通信手段（ネット通信可能なパソコン、電話、FAX等）が確保されていなかった。
- 農場内の窓口は机のみで、テント、仮設舎もなかった。
- 作業員の休憩（睡眠）場所や食事の供給が不十分であった。
- 作業状況の記録が十分になかった。

【改善方策】

- 現地本部及び作業員休憩場所、毛布などの備品、通信手段の確保。
- 作業状況の記録の徹底と情報共有。

高病原性鳥インフルエンザ発生農場における防疫措置について

北海道農政部

- 高病原性鳥インフルエンザが家きん農場に発生した場合、その早期の封じ込めを図るため、家畜伝染病予防法に基づく国の防疫指針では、患畜又は疑似患畜の、「原則として24時間以内のと殺、72時間以内の焼埋却」を求めている。
- 当該防疫指針の「留意事項27」では、この24時間及び72時間については、「一定の目安」としており、当該目安については、
 - ・ 防疫作業に特段の支障の生じない環境下の農場
 - ・ 採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽、肉用鶏平飼いで5～10万羽の飼養規模を想定しているとし、併せて、「様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に応じた防疫措置の遂行に努めることが重要」としている。
- 近年、道内の養鶏農場においては大規模化が進み、約100万羽の飼養規模の農場も存在する中、仮に、こうした大規模農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、「一定の目安」の24時間、72時間で作業を完了することが困難な状況も想定される。
- このため、道として、次の方針で対処することとする。
 - ① 疑似患畜が確認された鶏舎については、特にウイルスを拡散させるリスクが高いことから、疑似患畜確定後、直ちに殺処分に着手し、最優先で原則24時間以内に殺処分を完了させる。
 - ② その後、当該鶏舎に隣接する等リスクの高い鶏舎から順次殺処分を進めることとし、その終了目安については、作業人員を最大限動員する一方で、農場の飼養規模などを踏まえつつ期限を設定する。
 - ③ また、当該作業を進めるに当たっては、当該農場からのウイルス飛散防止、当該農場周辺の通行制限や遮断、消毒ポイントにおける徹底した車両消毒、防疫措置従事者の徹底した感染防止策などの的確なまん延防止措置を取りつつ行うものとする。

[農水省動物衛生課協議済み]

高病原性鳥インフルエンザ防疫対応行動計画表(異常家きん通報～防疫措置開始まで) (案)

2017年1月17日

資料4

経過時間	事項	発生農場	現地市町村	現地家保	現地振興局	本庁農政部		市町村、関係団体	他振興局、家保
						畜産振興課	農政課・食品政策課		
0h (10:00)	異常家きんの通報 ○家保は、本庁、振興局、市町村へ連絡。家畜防疫員を派遣 ○初動防疫実施に向けた準備開始(位置、飼養状況等)	○異常家きんの通報	○家保から連絡	○異常家きんについて、本庁、振興局、市町村へ連絡 ○家畜防疫員の派遣	○家保から連絡 ○農務課職員の派遣	○家保から連絡 ○農水省動物衛生課へ連絡 ○各家保へ防疫資材の発送準備、家保職員派遣準備指示			○家保派遣職員準備、備蓄拠点からの防疫資材発送準備
1.5h (11:30)	○家畜防疫員の立入検査	○家畜防疫員が農場到着 ○簡易検査を開始							
2.5h (12:30)	簡易検査陽性(農場) ○家保は、本庁、振興局、市町村へ連絡 ○病性鑑定材料を搬出	○簡易検査陽性の連絡	先遣隊による事前調査 ■振興局(整備・調整課、普及組織等含む)、家保、現地市町村 ■発生農場の状況確認 ■農場、埋却地等の見取図を確認 ■事前に作成した防疫計画を確認	○簡易検査陽性について、本庁、振興局、市町村へ連絡	○自衛隊、道警、開発局等へ協力依頼	○簡易検査陽性を報告 ○現地へ職員(次長級)派遣	○簡易検査陽性を報告 ○自衛隊、道警、開発局等へ協力依頼		○家保職員派遣、備蓄拠点からの防疫資材発送
4h (14:00)	簡易検査陽性(家保) ○家保は、本庁、振興局、市町村へ連絡 ○警戒本部幹事会を開催 ○防疫計画(案)を策定、準備開始 ○防疫対応 ・発生農場の家きんの移動自粛 ・移動制限・搬出制限区域の設定準備 ○疫学情報の収集	○防疫措置を開始 ・家きんの移動自粛	防疫計画(案)を策定・準備開始 ■振興局、家保、現地市町村に加え、本庁、関係機関等も順次参画 ■防疫計画(案)を策定、準備開始 ①飼養形態、鶏舎毎の飼養羽数 → 殺処分作業計画を作成、死体の処分計画を作成 ②鶏卵、鶏糞、死亡鶏の集積状況、飼料等の残量 → 汚染物品の処分作業計画を作成 ③重機、運搬車両の動線 → 重機・バス等の手配 ④防疫措置に必要な資材の量と搬入場所 → 不足する防疫資材の手配 ⑤防疫作業に必要な人員 → 不足する人員の手配 ⑥埋却地等の確保、輸送、必要資材等 → 重機・輸送トラック・投光器等の手配 ⑦消毒ポイント設置に必要な人員・資材 → 許可手続き、必要な人員・資材の手配	○市町村対策本部の設置準備 ○職員派遣、防疫資材の発送	○プレスリリース ○局警戒本部幹事会を開催 ○職員派遣	○簡易検査陽性を報告 ○道警戒本部幹事会を開催 ○不足する防疫資材の手配	○プレスリリース ○道対策本部の設置準備 ○本庁職員の派遣準備 ○不足する人員の手配	○職員派遣、防疫資材の発送	○振興局職員派遣準備
6h (16:00)	○防疫計画(案)を協議・調整								
7h (17:00)	対策本部設置 ○防疫計画の決定								
7.5h (17:30)				○市町村対策本部設置・開催 ・発生状況、防疫計画、初動対応について情報共有	○局対策本部設置・開催 ・発生状況、防疫計画、初動対応について情報共有				○防疫計画に基づき順次職員派遣
8h (18:00)	○現地防疫本部の設置・作業開始 ○本庁防疫本部の設置・作業開始			現地防疫本部設置・作業開始 ■防疫計画に基づく作業開始 (総括・調整班、資材班) ・集合場所の設置、受入準備、人員編成、食事、バス、資材の管理 等 (現地受入班) ・農場での受入準備(テントの設置、防疫資材(長靴等)の準備 等) (殺処分班) ・殺処分の作業計画に基づく防疫資材の準備(ガスボンベ、ペリカン、フレコン 等) (清掃・消毒班) ・汚染物品の処分作業計画に基づく防疫資材の準備(消石灰、フレコン 等) (消毒ポイント班) ・消毒ポイント設置準備(動噴、水、不凍液、看板 等) (埋却班) ・埋却場所の掘削準備(重機、輸送トラック、ビニールシート、投光器等)		本庁防疫本部設置・作業開始(危機管理センター) ■防疫計画に基づく作業開始 ・農政部(関係課)、関係部局、関係機関等が本庁指揮室にて一体となって現地防疫本部と連携			
11h (21:00)	○第1陣防疫作業員集合	○現地本部(集合場所)へ集合							
13.5h (23:30)		○遺伝子検査陽性		○遺伝子検査陽性について、本庁、振興局、市町村へ連絡	○家保から連絡	○家保から連絡、国と協議	○遺伝子検査陽性の連絡		
14h (0:00)	疑似患畜決定 防疫措置開始	○殺処分開始			○疑似患畜決定プレスリリース ○消毒ポイントの設置 ○自衛隊へ派遣要請	○国から疑似患畜判定の連絡 ○発生・移動禁止の告示 ○移動・搬出制限区域の告示	○疑似患畜決定のプレスリリース ○消毒ポイントのプレスリリース	○疑似患畜決定の連絡 ○消毒ポイントの運営協力	○疑似患畜決定の連絡

※経過時間の()書きは今回のケースに当てはめた場合の時刻

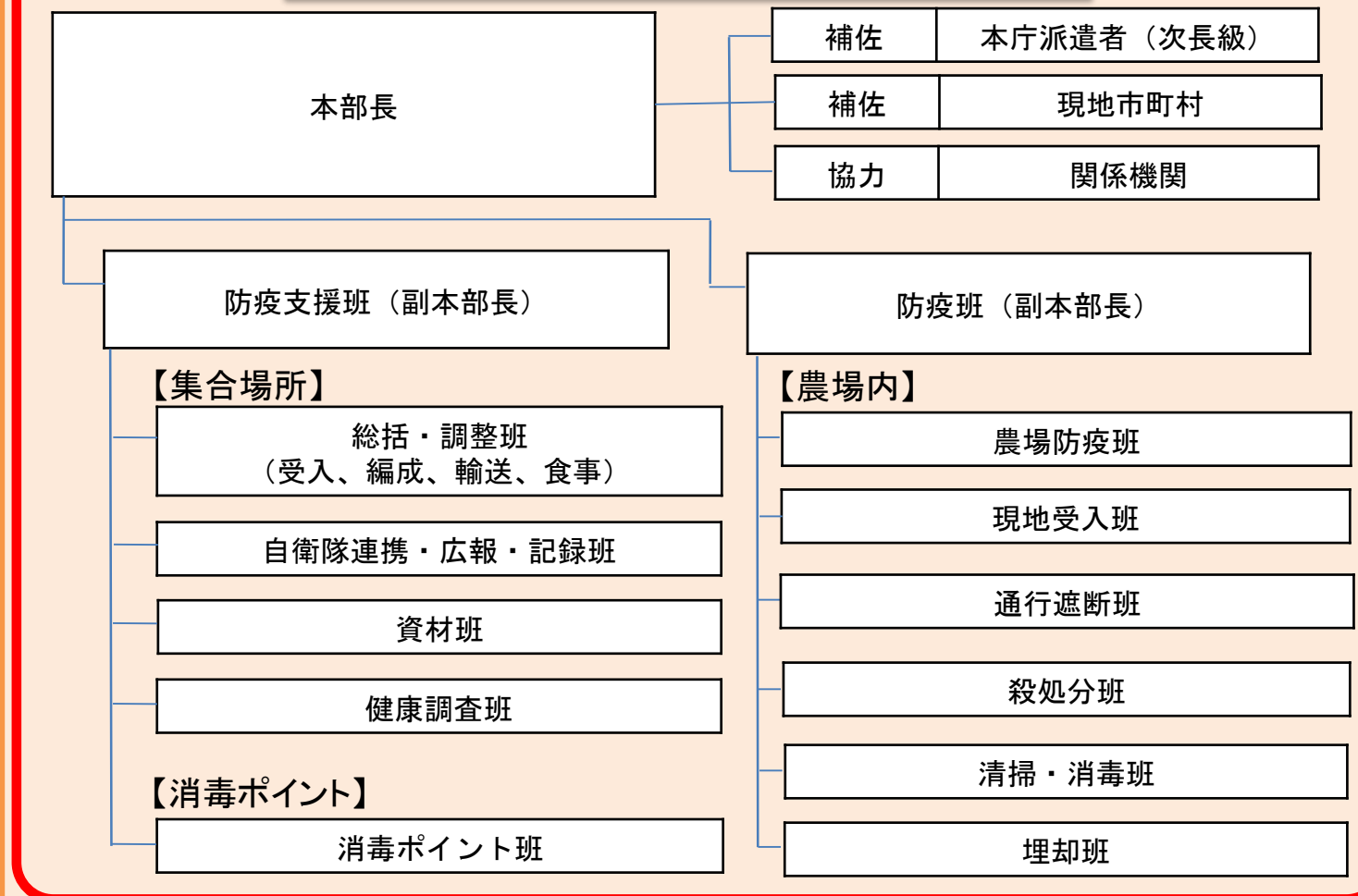
高病原性鳥インフルエンザ防疫対応行動計画表(組織図)(案)

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部

対策本部		
本部長	知事	
副本部長	副知事	
構成員	総務部	部長
		危機管理監
	総合政策部	部長
		交通企画監
	環境生活部	部長
	保健福祉部	部長
	経済部	部長
		観光振興監
		食産業振興監
	農政部	部長
		食の安全推進監
	水産林務部	部長
	建設部	部長
	教育庁	教育部長
北海道警察本部	警備部長	

幹事会	
幹事長	食の安全推進監
副幹事長	農政部次長 食の安全推進局長 生産振興局長
幹事：関係課長	

現地防疫本部



連携・一体的推進

本庁防疫本部(危機管理センターに設置)

本部長	食の安全推進監	構成員：農政部（関係各課）、 関係部局など 協力：関係機関
副本部長 (現地へ派遣)	農政部次長	
	食の安全推進局長	
	生産振興局長	

振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部

対策本部		
本部長	振興局長	
副本部長	副局長	
構成員	地域創生部	部長
	保健環境部	部長
		くらし子育て担当部長
	産業振興部	部長
		地域産業担当部長
	建設管理部	部長
	教育局	次長
	食肉衛生検査所	所長
	農業改良普及センター	所長
	北海道警察方面本部	部長
家畜保健衛生所	所長	

幹事会	
幹事長	産業振興部長
幹事：関係課長	